

医療施設静態調査についてのお願い

医療施設静態調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この調査は**統計法に基づく基幹統計調査**であり、医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的として、すべての医療施設を対象に3年ごとに実施しております。

本年は調査の実施年に当たり、平成29年10月1日現在で行うことになりました。記入していただいた内容につきましては、**かたく秘密を守り、統計を作成する目的以外には使用いたしません**ので、ありのままお答えください。

また、記入に際しては本手引を参照のうえ、誤りのないよう記入していただくとともに、記入後は調査票を知事の定める期限までに**管轄の保健所あて御提出**いただきますようお願いいたします。

なお、調査票に漏れや誤りがあった場合には、管轄の保健所より照会させていただく場合があります。なにかとお忙しいことは存じますが、この調査の趣旨を御理解いただき、格段の御協力を賜りますようお願いいたします。

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

調査回答方法について

平成29年医療施設静態調査では、回答は**①又は②のいずれかの方法を任意で選べます**。

- ①「政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）」（以下「オンライン調査システム」という。）を利用したオンライン調査票による提出
 - ②「紙の調査票」による提出
- 「オンライン調査システム」の利用については、12ページの「オンライン調査（インターネットによる回答）について」をご覧ください。

紙の調査票の記入上の注意

- 1 記入文字は、黒ボールペンを使って、楷書ではっきりと丁寧に記入してください。記入を訂正する場合は、**誤っている箇所を二重線で消し、余白に記入してください。特に回答欄外に記入する場合は、矢印を引いてください。**

(8) 診療科目		あてはまるものすべてに○		(9) 患者数		(10) 科目別医師数(労働換算)			
標ぼう	休診中	9月中の曜日	特定の曜日のみ	9月中の外患者数	9月20日24時現在の在院患者数	小児科以下第2位以下5人 1人の医師又は歯科医師に、該当する診療科目が複数ある場合には、主たる診療科目に計上してください。			
						男性医師		女性医師	
01	01	01	内科	35	人	1	0	1	0
02	02	02	呼吸器内科	20	人	1	0	1	0
03	03	03	循環器内科	人	人	2	2	人	人

- 2 (1)施設の所在地、(2)施設名、(4)開設者、(5)許可病床数、(6)社会保険診療等の状況、(7)救急告示の有無、(8)診療科目（標ぼう）が印字されている施設で、**印字の情報に誤りがある場合は、赤ボールペンで、下記の方法により訂正をお願いします。**

・文字又は数字が印字されている項目の修正方法

(1) 施設の所在地	〒100-8916	1-2-2
	千代田区霞が関	1=3=2

誤っている箇所を二重線で消し、訂正内容を余白に記入してください。

・番号に○がついている項目の修正方法

(4) 開設者	あてはまるものひとつに○
01	厚生労働省
02	独立行政法人国立病院機構
03	国立大学法人

○のついている箇所を×印で消し、正しい番号を○で囲んでください。

調査事項の記入要領

整理番号

オンライン調査で回答する場合の「調査対象者ID」として使用します。

(1)施設の所在地、(2)施設名

- ◆印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を消し、訂正内容を余白に記入してください。
なお、JIS規格第三水準以上の漢字は、印字できないため、ひらがな、■、●等で印字されており、旧字体は常用漢字で印字されています。
- ◆電話番号は施設の代表番号を市外局番から正しく記入してください。

(4)開設者

- ◆印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を消し、「01」～「26」の該当する番号ひとつを○で囲んでください。
- ◆施設が医育機関に該当する場合は、「27」も○で囲んでください。
医育機関とは、学校教育法に基づく大学において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含まれます。

(8)診療科目

- ◆診療科目について、「標ぼう」の列の印字を確認してください。印字の情報に誤りがある場合は訂正してください。
- ◆「9月中に休診」していた診療科目や「特定の曜日のみ」診療している診療科目がある場合は、それぞれ該当する診療科目の番号を○で囲んでください。
- ◆診療科目の記入の仕方
該当する診療科目がない場合は、読み替えが可能な最も近い診療科目を選択してください。なお、読み替えが困難な場合は、内科または外科を選択してください。診療科目の読み替えの例について以下を参考にしてください。

(8)診療科目	具体例（*印は平成20年3月以前の診療科目）
01内科	腫瘍内科、漢方内科、老年内科など
02呼吸器内科	呼吸器科*
03循環器内科	循環器科*、心臓内科、内科（循環器）
04消化器内科（胃腸内科）	消化器科（胃腸科）*
05腎臓内科	人工透析内科
07糖尿病内科（代謝内科）	糖尿病内科、内分泌内科、脂質代謝内科
08血液内科	内科（骨髄移植）
10アレルギー科	アレルギー疾患内科
12感染症内科	性病科*、性感染症内科、内科（感染症）
13小児科	小児科（新生児）
14精神科	神経科*、児童精神科、老年精神科
15心療内科	神経科*
16外科	腫瘍外科、移植外科、外科（がん）など
18心臓血管外科	心臓外科
20気管食道外科	気管食道科*、食道外科
21消化器外科（胃腸外科）	胃外科、大腸外科
22泌尿器科	男性泌尿器科
23肛門外科	こう門科*
28眼科	小児眼科
29耳鼻いんこう科	小児耳鼻いんこう科
31産婦人科	産婦人科（生殖医療）
35放射線科	放射線治療科、放射線診断科

- ◆「36 麻酔科」とは、医療法の規定により麻酔科の広告の許可を受けている者のいる施設に限ります。

(5)許可病床数、(6)社会保険診療等の状況、(7)救急告示の有無

印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を消し、訂正内容を余白に記入してください。



統計法に基づく
基幹統計調査

医療施設

病

調査対象者ID

※整理番号	1	1	3	0	1	0	5	1	6	※保健符
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------

注:※印の箇所は、記入しないでください。

(1)施設の所在地	〒100-8916 1-2-2 千代田区震が関1-3-2
(2)施設名	国立厚生労働病院

(4)開設者	(8)診療科目			あてはまるものすべてに○
	標ぼう	9月中に休診	特定の曜日のみ	
01~26のあてはまるものひとつに○ *の開設者のうち、医育機関は27にも○				
01 厚生労働省	○01	01	01	内科
02 独立行政法人国立病院機構	02	02	02	呼吸器内科
○03 国立大学法人*	03	03	03	循環器内科
04 独立行政法人労働者健康安全機構	04	04	04	消化器内科(胃腸内科)
05 国立高度専門医療研究センター	05	05	05	腎臓内科
06 独立行政法人地域医療機能推進機構	06	06	06	神経内科
07 その他	07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)
08 都道府県*	08	08	08	血液内科
09 市町村*	○09	09	09	皮膚科
10 地方独立行政法人*	10	10	10	アレルギー科
11 日赤	11	11	11	リウマチ科
12 済生会	12	12	12	感染症内科
13 北海道社会事業協会	○13	13	13	小児科
14 厚生連	○14	14	14	精神科
15 国民健康保険団体連合会	15	15	15	心療内科
16 健康保険組合及びその連合会	○16	16	16	外科
17 共済組合及びその連合会	17	17	17	呼吸器外科
18 国民健康保険組合	○18	18	18	心臓血管外科
19 公益法人	19	19	19	乳腺外科
20 医療法人	20	20	20	気管食道外科
21 私立学校法人*	○21	21	21	消化器外科(胃腸外科)
22 社会福祉法人	○22	22	22	泌尿器科
23 医療生協	23	23	23	肛門外科
24 会社	○24	24	24	脳神経外科
25 その他の法人	○25	25	25	整形外科
26 個人	26	26	26	形成外科
○27 医育機関(再掲)	27	27	27	美容外科
(5)許可病床数	28	28	28	眼科
精神病床	0	29	29	耳鼻いんこう科
感染症病床	0	30	30	小児外科
結核病床	0	○31	31	産婦人科
療養病床	28	32	32	産科
一般病床	73	33	33	婦人科
合計	101	○34	34	リハビリテーション科
回復期リハビリテーション病棟(再掲)	一般病床 0 療養病床 0	○35	35	放射線科
認知症病棟(再掲)	0	○36	36	麻酔科
(6)社会保険診療等の状況 いずれかに○		○37	37	病理診断科
1 保険医療機関		38	38	臨床検査科
2 自由診療のみ		39	39	救急科
(7)救急告示の有無 いずれかに○		○40	40	歯科
1 有		41	41	矯正歯科
2 無		○42	42	小児歯科
		○43	43	歯科口腔外科

次ページへ続く

静態調査

政府統計コード 9N8L
確認コード 1abc2DEF



院票

厚生労働省

(平成29年10月1日現在)

所号	1	3	6	4
----	---	---	---	---

※市区町村符号	1	3	1	0	1
---------	---	---	---	---	---

TEL 0352531111

(3) 休止・休診の状況	
1	休止中
2	1年以上休診中
3	1年未満休診中

(9) 患者数		(10) 科目別医師数(常勤換算)			
9月中の 外来患者延数	9月30日 24時現在の 在院患者数	小数点以下第2位四捨五入 1人の医師又は歯科医師に、該当する診療科目 が複数ある場合には、主たる診療科目に計上して ください。			
		男性医師	女性医師	男性医師	女性医師
5622人	90人	15人	3人	2人	0人
人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人
1709人	0人	1人	0人	1人	0人
人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人
1374人	0人	4人	0人	3人	0人
人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人
1618人	0人	8人	1人	1人	0人
人	人	人	人	人	人
180人	0人	4人	0人	人	人
人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人
250人	0人	5人	0人	人	人
953人	0人	2人	0人	人	人
人	人	人	人	人	人
488人	0人	6人	0人	人	人
2967人	0人	4人	0人	人	人
人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人
1210人	0人	人	人	2人	0人
600人	0人	1人	0人	1人	0人
人	人	人	人	人	人
880人	0人	4人	2人	人	人
人	人	人	人	人	人
1997人	0人	1人	0人	人	人
282人	0人	2人	0人	人	人
0人	0人	3人	7人	人	人
0人	0人	1人	0人	人	人
人	人	人	人	人	人
70人	0人	1人	0人	人	人
人	人	人	人	人	人
2人	0人	1人	0人	人	人
422人	1人	2人	0人	人	人

政府統計コード・確認コード

- ◆オンライン調査で回答する場合に使用します。
- ◆政府統計コードはすべての施設で同一です。
- ◆確認コードは施設ごとに異なったものが印字されています。初回のログイン時に確認コードの変更を求められるため、8文字以上の別のコードに変更してください。
- ◆次回以降のログイン時には変更後の確認コードを使用してください。
- ◆確認コードがわからなくなった場合は、初期化しますのでコールセンターにご連絡ください。

(3) 休止・休診の状況

- ◆「休止」…医療法上の休止届を既に出してある状態です。
- ◆「休診」…10月1日現在、休診の状態(10月1日がいわゆる病院の休診日にあたる場合は該当しません。)
- ◆「1 休止中」又は「2 1年以上休診中」の施設は、「(1)施設の所在地」～「(4)開設者」、「(6)社会保険診療等の状況」、「(8)診療科目」を記入し、それ以外は記入する必要はありません。
- ◆「3 1年未満休診中」の施設は、すべての項目について可能な限り記入してください。

(9) 患者数

診療科目の「標ぼう」の列のうち、○で囲んだ診療科目について、外来患者数、在院患者数を記入してください。標ぼうしている科目のうち、外来患者もしくは在院患者がいない診療科目については、「0」と記入してください。

- ### 9月中の外来患者延数
- ◆初診・再診・往診・巡回診療・健康診断等を行い、診療録(カルテ)を作成した者の延数を記入してください。
 - ◆同一患者を2つ以上の診療科で診療し、それぞれの診療科で診療録(カルテ)が作成された場合は、それぞれに計上してください。(電子カルテを複数の診療科で共有している場合も、それぞれに計上してください。)
 - ◆入院中の患者が、他の診療科で診療を受けた場合は、その診療科で診療録が作成された場合にのみ、その診療科の外来患者として計上してください。
 - ◆外来患者が診療を受けそのまま入院した場合は外来患者、在院患者それぞれに計上してください。

- ### 9月30日24時現在の在院患者数
- ◆9月30日の24時現在に在院している患者数を記入してください。
 - ◆当日外泊している患者も含まれます。

患者数は、01内科～43歯科口腔外科の合計が、**病院報告(患者票)の9月分の外来患者延数と月末在院患者数で報告した患者数と大きく異なっていないか確認**してください。

(10) 科目別医師数(常勤換算)

- ◆10月1日の24時現在に在籍するすべての医師、歯科医師(施設が直接雇い入れた者、派遣労働者、出向者を含む。)について、その施設で定めた1週間の勤務時間に換算した人数を、担当する診療科目、男女別に記入してください。
- ◆複数の診療科目を診療している場合、主たる診療科目をひとつ選んで計上してください。
- ◆標ぼうしていない診療科目の医師数は空欄でかまいません。
- ◆休診中で、標ぼうしている診療科目の医師がいない場合は、空欄でかまいません。
- ◆男性又は女性医師がいない場合は、空欄でかまいません。
- ◆医師数について、「.1人」「1.人」ではなく「0.1人」「1.0人」のように「0」を省略せずに記入してください。
- ◆常勤換算等については9ページを参考にしてください。
- ◆(10)科目別医師数は、01内科～39救急科の診療科目別の男性医師と女性医師の合計が、**(36)従事者数の01医師数と大きく異なっていないか確認**してください。
- ◆(10)科目別医師数は、40歯科から43歯科口腔外科の診療科目別の男性歯科医師と女性歯科医師の合計が、**(36)従事者の02歯科医師数と大きく異なっていないか確認**してください。
- ◆標ぼうしていない診療科目の医師が存在する場合は、標ぼうする診療科目のうち、近い診療科目のいずれかに振り分けて計上してください。

(11) 9月中の外来患者			
初診の患者の数	2091 人		
(12) 処方状況等 9月中の実施状況を記入してください。			
入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)	233 回		
外来患者への処方数(9月中の延回数)	院内処方数	4060 回	
	院外処方せん交付数	524 回	
医療用麻薬の処方	① 有	2 無	
内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定 いずれかひとつに○			
1	1回量を処方の基本単位としている		
2	1日量を処方の基本単位としている		
③	1回量と1日量の併記としている		
4	規定なし		
(13) 臨床研修医 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。			
①	いる (9 人)	*臨床研修歯科医を除く	
2	いない		
(14) 退院調整支援担当者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。			
①	いる (1 人)	*退院調整加算の施設基準を満たす場合のみ	
2	いない		
(15) 医師事務作業補助者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。			
①	いる (2 人)	*医師事務作業補助体制加算の施設基準を満たす満たさないに関わらず記入	
2	いない		
(16) 救急医療体制			
初期・二次救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○			
1	初期(軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設)		
②	二次(入院を要する救急医療施設)		
3	初期・二次両方ともなし		
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		対応していない
各項目について、いずれかひとつに○	ほぼ毎日	ほぼ毎日以外	
内科系疾患	①	2	3
小児科(小児外科を含む)疾患	①	2	3
外科系疾患	①	2	3
脳神経外科系疾患	1	②	3
産科疾患(分娩を含む)	1	2	③
多発外傷	①	2	3
精神科救急医療体制	1 体制あり		② 体制なし
各項目について、いずれかひとつに○	対応している		3 対応していない
夜間(深夜も含む)の救急対応	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外	
(17) 専門外来の設置 あてはまるものすべてに○			
①	禁煙外来		
2	助産師外来		
(18) 委託の状況 あてはまるものひとつに○			
給食(患者用)	①	2	3
滅菌(治療用具)	①	2	3
保守点検業務(医療機器)	1	2	3
検体検査	1	②	3
保守点検業務(医療ガス供給設備)	①	2	3
清掃	①	2	3
患者の搬送	1	2	③

(11) 9月中の外来患者

初診の患者の数
初診で診療録(カルテ)を作成した外来患者数

◆保険医療機関の場合は初診料を算定した患者数を、自由診療のみの場合は保険診療に準じて患者数を記入します。ただし、保険診療と自由診療が混在している病院においては、人間ドックや健康診断等の場合、患者が初めて当該医療機関に来院したかどうかで判断します。

(12) 処方状況等

入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)
診療報酬上の薬剤管理指導料を算定した回数及び同等の指導を実施した回数を計上してください。
(診療報酬の請求をしていない施設においても、同等の指導を実施した場合は計上してください。)

外来患者への処方数
9月中の通常の診療時間内に処方した院内処方数及び院外処方せん交付回数を記入してください。
・1回の処方で数枚の処方せんを出しても院外処方せん交付数は1回とします。

(13) 臨床研修医

◆医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は医師法の規定に基づき指定を受けた臨床研修病院又は医師法に規定する臨床研修に関する省令で規定する研修協力施設において、10月1日現在研修を受けている初期臨床研修医の人数を記入してください。
◆臨床研修歯科医は含みません。

(14) 退院調整支援担当者、(15) 医師事務作業補助者

◆常勤・非常勤を問わず記入してください。
◆複数の部門を兼務している場合でも、延べ人数でなく実人数を記入してください。

(16) 救急医療体制

1 初期(軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設)
比較的軽症な急病者の診療を受け持つ休日・夜間急患センターと地区医師会の会員が当番制で診療を行う在宅当番医制をいいます。

2 二次(入院を要する救急医療施設)
精神科救急を含む24時間体制の救急病院及び病院群輪番制方式による施設をいいます。

3 初期・二次両方ともなし
初期・二次両方とも該当がない施設をいいます。三次(救命救急センター)にのみ該当する施設、又は初期・二次・三次ともに該当しない施設は、「3」に該当します。

夜間(深夜も含む)の救急対応
◆施設において、夜間(深夜も含む)の救急対応の状況について傷病ごとに1~3のいずれかを○で囲みます。診療科目の標ぼうに関わらず記入します。
◆夜間に医師がいなくても、呼び出しなどで対応している場合、担当医師以外が対応している場合、電話での応対・指示等で対応している場合、再来の患者のみ対応している場合は、その状況で記入します。

1 ほぼ毎日 週6日以上(月に24日以上)

精神科救急医療体制
精神科救急医療体制整備事業における精神科救急医療施設について、該当する番号を○で囲んでください。

(17) 専門外来の設置

1 禁煙外来
外来で、禁煙治療を行っている旨を標ぼうしている場合に○で囲んでください。

2 助産師外来
正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行う外来を設置している場合に○で囲んでください。(標ぼうの有無は問いません。)

(18) 委託の状況

全部委託 業務について、当該施設の職員以外によってすべて行われている場合
一部委託 業務について、当該施設の職員及び職員以外の者によってその一部が行われている場合

(19) 表示診療時間の状況							
通常の1週間の診療時間			4	3		0	時間
合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。							
表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。							
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降
月曜日	①	②	3	4	5	6	7
火曜日	①	②	③	4	5	6	7
水曜日	①	②	3	4	5	6	7
木曜日	①	②	3	4	5	6	7
金曜日	①	②	3	4	5	6	7
土曜日	1	2	3	4	5	6	7
日曜日	1	2	3	4	5	6	7
休日	1	2	3	4	5	6	7

(20) 受動喫煙防止対策の状況 いずれかひとつに○

- ① 敷地内を全面禁煙としている
- 2 施設内を全面禁煙としている
- 3 喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している
- 4 その他(1～3以外の措置を講じている)
- 5 何ら措置を講じていない

(21) 職員のための院内保育サービスの状況 各項目についてあてはまるものすべてに○

① 院内の施設を利用 2 院外の施設を利用 3 していない	夜間保育	① 有 2 無
	病児保育	① 有 2 無
	施設の利用者	① 自施設の医師・歯科医師 ② 自施設の看護師・准看護師 ③ その他の自施設の職員 4 併設施設の職員 5 その他

(22) オーダリングシステムの導入状況 あてはまるものすべてに○

① 導入している	① 検査	② 放射線	③ 薬剤
2 導入していない	4 栄養	5 その他	

(23) 医用画像管理システム(PACS)の導入状況

① 導入している	フィルムレス運用	1 完全実施 ② 一部実施
2 今後導入する予定がある	導入予定時期	1 平成29年度
3 導入する予定なし		2 平成30年度 3 平成31年度 4 平成32年度以降

(19) 表示診療時間の状況

通常の1週間の診療時間

◆施設で表示している診療時間について、毎週診療を行っている場合のみ、一週間の表示診療時間の合計を記入してください。不定期で診療を行っている場合は、調査日の直近の一週間の状況で記入してください。

◆合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。

(例) 一週間の合計が 35時間 → 35.0
" 35時間15分 → 35.5
" 35時間45分 → 35.5

表示診療時間

通常診療している時間帯すべてを○で囲んでください。

(複数の診療科目のうち、1つの科目のみ診療時間が異なる等、特異的な状況ではなく、通常診療している時間を記入してください。)境界値については、以下のとおりです。

18時に診療している場合 → 18時～19時に○
19時に診療している場合 → 19時～20時に○
20時に診療している場合 → 20時～21時に○
21時に診療している場合 → 21時～22時に○

(20) 受動喫煙防止対策の状況

「健康増進法」第25条に規定する「受動喫煙」に対する対策について、該当するものひとつを○で囲みます。

(21) 職員のための院内保育サービスの状況

職員のための院内保育サービスには、共同利用型、外部委託も含み、資金援助等間接的なものも含まれます。

(22) オーダリングシステムの導入状況

医師等から各部門に対して指示・依頼を出す際、従来の紙伝票に代わり、電子的に作成・送信するシステム

1 導入している

指示は紙で行われるが結果報告は電子的に受け取るという場合や指示は電子的だが結果報告は紙やフィルムで行われている場合も、導入しているものとします。

- 1 検査 検体検査等
一部外部委託している検査は紙で指示を出している場合等も含まれます。
- 2 放射線 放射線検査等
単純X線は紙/フィルムだがCTは電子など、一部電子化している場合も含まれます。
- 3 薬剤 処方等
- 4 栄養 栄養指導等
- 5 その他 予約オーダー、処置オーダー、手術オーダー、リハビリオーダー等、1～4以外のもの

(23) 医用画像管理システム(PACS)の導入状況

CTやMRI等の画像情報を電子的に保存し、フィルムを使用しない診断等を支援するシステム

(24) 診療録電子化(電子カルテ)の状況									
① 病院全体で電子化している	電子化 予定時期	1	平成29年度						
2 病院内の一部で電子化している		2	平成30年度						
3 今後電子化する予定がある		3	平成31年度						
4 電子化する予定なし		4	平成32年度以降						
(25) 医療情報の電子化の状況									
(22) オーダリングシステムを「導入している」、(23) 医用画像管理システム(PACS)を「導入している」または(24) 診療録(カルテ)を「電子化している」場合のみ記入									
データの保管を行う場所		あてはまるものすべてに○							
1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管									
② 外部の事業者にて委託して保管	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無								
	① 有	2 無							
データの利用範囲		いずれかひとつに○							
1 自施設内のみで利用	他の医療機関等とのネットワークの有無								
② 他の医療機関等と連携して利用	① 有	2 無							
患者への情報提供の方法		あてはまるものすべてに○							
1 紙面・フィルム等により情報提供している									
② 電子的な方法でデータ自体を提供している									
3 情報提供していない									
SS-MIX標準化ストレージ		いずれかひとつに○							
① 実装している	2	実装していない							
(26) 遠隔医療システムの導入状況 9月中の延数を記入してください。									
遠隔画像診断									
① 有	診断依頼を受けた数 (20 施設から 計 100 件)								
2 無	診断依頼に出した数 (5 施設に 計 10 件)								
遠隔病理診断									
1 有	診断依頼を受けた数 (_____ 施設から 計 _____ 件)								
② 無	診断依頼に出した数 (_____ 施設に 計 _____ 件)								
遠隔在宅診療・療養支援 ① 有 → 患者延数 (35 人)									
2 無									
(27) 医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○									
	責 任 者								
	医師	歯科 医師	薬剤師	看護師	診療 放射線 技師	臨床 検査 技師	臨床 工学 技士	その他	配置 して いない
医療安全体制(全般)	1	2	3	④	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	①	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	⑦		
医薬品安全管理	1	2	③	4					
院内感染防止対策の専任担当者の状況									
① いる (2 人) 2 いない									
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度									
1 ほぼ毎日 ② 週1回以上 3 月2~3回程度									
4 月1回程度 5 月1回未満									
医療機器安全体制の保守計画の管理									
保守計画の策定									
① 一括管理 2 病棟・部門ごと 3 その他									
保守計画の実施									
① 一括管理 2 病棟・部門ごと 3 その他									
患者相談担当者の配置の有無									
① 有 2 無									

(24) 診療録電子化(電子カルテ)の状況

「診療録を電子化している」とは病歴、診療所見等の診療録のすべてまたは一部を電子情報として記録し、データベースとして管理している場合をいいます。

- 1 病院全体で電子化している
病院全体で病歴、診療所見等の診療録のすべてを電子化している場合。
- 2 病院内の一部で電子化している
一部の診療科で電子化している場合やすべての診療科で電子化しているも、医師の所見の一部を手書きにしている場合。
- 3 今後電子化する予定がある
電子化予定時期
具体的な電子化予定がある場合、該当する番号ひとつを○で囲んでください。
- 4 電子化する予定なし
電子化予定時期が未定の場合も含まれます。

(25) 医療情報の電子化の状況

11 ページの「(25) 医療情報の電子化の状況」をご覧ください。

(26) 遠隔医療システムの導入状況

映像を含む患者情報の伝送に基づいて遠隔地等から診断、指示などの医療行為及び医療に関連した行為を行う遠隔医療を実現するための設備や体制のこと。

診断依頼を受けた数
他の医療機関から診断の依頼を受けた場合

診断依頼に出した数
他の医療機関に診断を依頼した場合

(例) 9月中にA病院より画像診断の依頼が11件、
B病院より画像診断の依頼が22件、
C病院へ20件画像診断を依頼した場合

- ① 有 → 診断依頼を受けた数(2施設から計33件)
- 2 無 診断依頼に出した数(1施設に計20件)

**遠隔在宅診療・療養支援
患者延数**

在宅診療・在宅療養支援を行った患者数を記入します。
同一日に複数回行った場合はその回数を記入します。

(27) 医療安全体制

責任者
責任者の資格について該当する番号ひとつを○で囲んでください。

院内感染防止対策の専任担当者の状況

配置している場合、「1 いる」を囲み、人数を記入してください。なお、ここでいう専任とは専らその業務を任されて担当することをいい、担当業務以外の業務を多少兼任していても差し支えありません。

院内感染防止対策のための施設内回診の頻度

院内感染防止を目的とした施設内を回診する(病棟ラウンド)頻度について、該当する番号を○で囲んでください。実施していない場合は無記入としてください。

医療機器安全体制の保守計画の管理

- ◆計画の策定・実施を、施設単位で行っているか、病棟・部門ごとに行っているか等、該当する番号ひとつを○で囲んでください。
- ◆病棟・部門ごとに計画が記述されている場合でも、病院全体でひとつの保守計画を策定している場合は、「1 一括管理」としてしてください。

患者相談担当者の配置の有無

窓口の有無にかかわらず、患者等からの苦情、相談の担当に定められている人員を配置している場合は「1 有」とします。

(28) 在宅医療サービスの実施状況		併設施設によるサービスを除く	
実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。			
医療保険等による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない			
往診	01	10	件
在宅患者訪問診療	02		件
歯科訪問診療	03		件
救急搬送診療	04		件
在宅患者訪問看護・指導	05		件
精神科在宅患者訪問看護・指導	06		件
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	07		件
訪問看護ステーションへの指示書の交付	08		件
在宅看取り	09	2	件
介護保険による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない			
居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)	10		件
訪問看護(介護予防サービスを含む)	11		件
訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む)	12		件
(29) 特殊診療設備		病床数	9月中の取扱患者延数
01~06はそれぞれの診療報酬上の施設基準又は要件を満たすもののみ記入			
ICU(特定集中治療室)	01	10 床	23 人
SCU(脳卒中集中治療室)	02	床	人
MFICU(母体・胎児集中治療室)	03	床	人
無菌治療室(手術室は除く)	04	床	人
放射線治療病室	05	床	人
外来化学療法室	06	3 床	83 人
07は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているものをいう。 (「総合周産期特定集中治療室管理料」に含まれる「新生児集中治療室」の病床を含む。)			
NICU(新生児特定集中治療室)	07	5 床	23 人
08~11は診療報酬上の施設基準又は要件を満たさず満たさないに関わらず記入			
CCU(心臓内科系集中治療室)	08	2 床	12 人
GCU(新生児治療回復室)	09	床	人
PICU(小児集中治療室)	10	床	人
陰圧室	11	床	人
(30) 緩和ケアの状況		施設基準を満たしていないものを含む。	
緩和ケア病棟			
1 有	→	病床数 (10 床)	
2 無		9月中の取扱患者延数 (25 人)	
緩和ケアチーム			
1 有	→	9月中の患者数 (8 人)	
2 無		(再掲)新規依頼患者数 (2 人)	
(31) 手術等の実施状況		9月中の実施件数	装置の台数
悪性腫瘍手術	1	4 件	
人工透析	2	104 件	5 台
分娩(正常分娩を含む)	3	50 件	
帝王切開娩出術(再掲)	4	5 件	
分娩の取扱		小数点以下第2位四捨五入	
1 取り扱っている	→	担当医師数(常勤換算)	3.2 人
		担当助産師数(常勤換算)	1.0 人
2 取り扱っていない		院内助産所の有無	1 有 2 無

(28) 在宅医療サービスの実施状況

医療保険等による在宅サービス

- ◆診療報酬点数表に定められたサービス、若しくは同等のサービスも含まれます。
 - ◆01~09の在宅サービスを実施していなくても、その他の在宅サービスを実施している場合は、「1 実施している」としてください。
 - ◆実施件数には、併設施設により実施されたサービスは含まれません。
- 在宅看取り**
 患者において、死亡診断を行った件数を計上してください。

介護保険による在宅サービス

- ◆介護報酬単位表に定められたサービスを提供した件数を記入します。
- ◆地域密着型サービス、介護予防サービスの件数も含めて計上してください。

(29) 特殊診療設備

取扱患者延数は日数ではなく、各室を使用した回数で記入してください。なお、各室を有していても9月中の取扱患者数がない場合は、取扱患者延数欄に「0」を記入してください。

外来化学療法室

外来化学療法加算の施設基準を満たしている、外来患者に対し悪性腫瘍の治療を目的とした抗腫瘍薬等を投与するための治療室をいいます。病床数には、「外来化学療法を実施するための専用のベッド(点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む)」の台数を記入してください。

C C U

厚生労働省の定める、特定集中治療室管理料の施設基準を満たすものうち、冠状動脈疾患(心不全、不整脈、心筋炎、急性大動脈解離、急性肺血栓症を含む)を対象疾患とする病床をいいます。特定集中治療室の一部をこの病床として使用している場合は、それぞれに計上してください。

G C U

N I C Uに併設された回復期治療室をいい、新生児治療回復室入院医療管理料の施設基準を満たさないものも含めて記入してください。

P I C U

小児重症患者を対象とする、看護単位が独立している病床をいいます。

陰圧室

- ◆病室のうち、陰圧制御(内部の気圧をその外部の気圧より低くすることをいう)が可能であるものをいい、簡易型も含めて記入してください。
- ◆二類感染症患者療養環境特別加算2 陰圧室加算の要件を満たさないものも含めて記入してください。

(30) 緩和ケアの状況

緩和ケア病棟

末期の悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を入院させ、緩和ケアを行う病棟をいいます。厚生労働省の定める緩和ケア病棟入院料の施設基準を満たさないものも含めて記入してください。

病床数

10月1日午前0時現在の病床数を記入します。

9月中の取扱患者延数

9月中に緩和ケア病棟に入院した患者数の合計を記入してください。9月中に再入院した患者については、その合計人数を記入してください。

緩和ケアチーム

悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群の患者の同意に基づき、患者の身体症状、精神症状の緩和ケアを行う専任チームをいいます。組織上明確に位置づけられているものである場合は、緩和ケア診療加算の施設基準を満たさないものも含めて記入してください。

9月中の患者数

9月中に緩和ケアチームが対応した患者数を記入してください。患者に対して9月中に複数回緩和ケアを行った場合でも、1人と計上してください。

(31) 手術等の実施状況

9月中の実施件数

各手術の実施件数を記入してください。1人の患者が9月中に手術と再手術を行った場合は、その合計実施件数を記入してください。(院外医師が行った場合も含まれます。ただし、手術のみを他の施設に委託した場合は含まれません。)

(人工透析装置の台数)

レンタルやリースのものも含まれます。なお、装置を保有していても9月中に実施件数がない場合は、実施件数欄に「0」と記入してください。

次ページの「(31) 手術等の実施状況(つづき)」もご覧ください。

(32) 検査等の実施状況		9月中の患者数	装置の台数
* 患者数には手術に伴うものを含む。			
骨塩定量測定	01	7人	
気管支内視鏡検査*	02	3人	
上部消化管内視鏡検査*	03	52人	
大腸内視鏡検査*	04	23人	
血管連続撮影	05	18人	
DSA(再掲)	06	10人	
循環器DR(再掲)	07	8人	
マンモグラフィ	08	60人	1台
RI検査(シンチグラム)	09	27人	1台
SPECT(再掲)	10	0人	1台
PET	PET		台
	PETCT		台
CT	マルチスライスCT	780人	2台
	その他のCT	320人	1台
MRI	3.0テスラ以上	56人	1台
	1.5テスラ以上3.0テスラ未満	400人	2台
	1.5テスラ未満		台
3D画像処理	18	50人	
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)	19	19人	
(33) 放射線治療の実施状況		9月中の患者数	装置の台数
患者数は、照射録の枚数又は検査伝票を元に記入してください。			
位置決め装置	X線シミュレーター	18人	1台
	CTシミュレーター	8人	1台
放射線治療計画装置	3	13人	1台
放射線治療(体外照射)	4	120人	
リニアック・マイクロトン(再掲)	5	95人	1台
ガンナイフ・サイバーナイフ(再掲)	6	25人	1台
放射線治療(腔内・組織内照射)	7		
RALS(再掲)	8		台
IMRT(強度変調照射)等の高精度照射	9	1有	2無
(34) 歯科設備 保有しているものすべてに○			
① 歯科診療台 (3 台)			
2 デンタルX線装置(アナログ)			
3 デンタルX線装置(デジタル)			
4 パノラマX線装置(アナログ)			
5 パノラマX線装置(デジタル)			
6 ポータブル歯科ユニット			
7 吸入鎮静装置			
診療用器具の滅菌に使用する機器			
⑧ オートクレーブ			
9 オートクレーブ以外			
(35) 剖検			
剖検の有無			
① している → 9月中の剖検 (1 件)			
2 していない			
9月中の死亡数 (5 人)			
剖検をしていない場合も、9月中の死亡数を記入してください。			

(31) 手術等の実施状況 (つづき)

分娩の取扱

9月中に分娩件数がない場合でも、分娩を取り扱っている場合は、「1 取り扱っている」を○で囲み、実施件数欄に「0」と記入してください。

担当医師数(常勤換算)、担当助産師数(常勤換算)

- ◆10月1日24時現在に在籍する人数を記入してください。
- ◆分娩に携わっている医師、助産師について、常勤換算した人数を記入してください。既に記入した「(10)科目別の医師数の産婦人科、産科」と照合してください。
- ◆実際に分娩がなかった場合でも、分娩に対応するために配置している者について算出してください。
- ◆常勤換算等については9ページをご覧ください。

(32) 検査等の実施状況

9月中の患者数

診療報酬上の算定をした患者数を計上してください。(診療報酬の請求をしていない施設においても、同等の検査を実施した場合は計上してください。)

装置の台数

- ◆10月1日 午前0時現在の装置の台数を記入します。
- ◆装置の台数には、レンタルやリースも含まれます。また、一つの機器で複数の機能を持つ場合は、機能別に各々の台数に計上してください。なお、装置を保有していても9月中に検査を実施していない場合は、患者数欄に「0」と記入してください。
- ◆機器を搭載した車両を借りて自施設で検査を実施している場合は、該当する検査人数及び該当する機器の台数を計上してください。なお、他の施設に委託して行う検査は含まれません。機器を貸し借りしている場合の計上方法は以下のとおりとしてください。機器をどちらが保有しているか、診療報酬をどちらで算定しているかにかかわらず、検査を実施した施設(場所)で計上してください。

(例1) A施設がA施設の患者の検査を、B施設から機器を搭載した車両を借りて、A施設で実施した場合
→ 検査を実施したのはA施設なので、A施設で借りた機器の台数、実施した件数を計上してください。
仮に、B施設から機器を搭載した車両を借りて検査を実施したのが9月中で、10月1日現在、A施設に機器がない場合は、台数は9月中に借りた台数を計上してください。

(例2) A施設がA施設の患者の検査を、B施設の機器を借りて、B施設で実施し、検査の診療報酬の算定はA施設で行っている場合
→ 検査を実施したのはB施設なので、B施設で機器の台数、実施した件数を計上してください。

(33) 放射線治療の実施状況

9月中の患者数

治療の対象となる疾患に対して、初期の目標を達成するまでに行う一連の治療については、1人として計上してください。

装置の台数

- ◆10月1日午前0時現在の装置の台数
- ◆一つの機器で複数の機能を持つ場合は、機能別に各々の台数に計上してください。装置を保有していても9月中に患者数がない場合、患者数は「0」と記入してください。

(34) 歯科設備

10月1日午前0時現在の保有状況について、該当する番号を○で囲んでください。

(35) 剖検

病理解剖を行っている場合をいいます。(司法解剖は除きます。)
剖検を行っている施設でも、9月中の実施件数がない場合には、「1 している」を○で囲み、「9月中の剖検」に「0」と記入してください。
剖検をしていない場合でも、9月中の死亡数を記入してください。

(36) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。	
職 種	常勤	非常勤(常勤換算)	
	「常勤」従事者の人数	「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
		小数点	
01	医師	7 2	0 3
02	歯科医師	4	
03	薬剤師	1 2	1 2
04	保健師	1	1
05	助産師	1	1
06	看護師	2 0 2	1 9 7
07	准看護師	7	6 2
08	看護業務補助者		1 8 0
09	理学療法士(PT)		1 6 0
10	作業療法士(OT)		3 0
11	視能訓練士		
12	言語聴覚士		3 0
13	義肢装具士		
14	歯科衛生士		1 2 0
15	歯科技工士		
16	診療放射線技師		2 2 0
17	診療エックス線技師		
18	臨床検査技師		2 1 0
19	衛生検査技師		
20	臨床工学士		1 1 0
21	あん摩マッサージ指圧師		
22	柔道整復師		
23	管理栄養士		5 5
24	栄養士		
25	精神保健福祉士		
26	社会福祉士		
27	介護福祉士		
28	保育士		
29	その他の技術員		
30	医療社会事業従事者		
31	事務職員		5 9 0
32	その他の職員		4 0

職 種	実人員	常勤換算	
	「常勤」・「非常勤」従事者の人数	「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
		小数点	
03	薬剤師	1 2	1 2
04	保健師	1	1
05	助産師	1	1
06	看護師	2 0 2	1 9 7
07	准看護師	7	6 2

(注) 08～32も記入してください。

1) 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

2) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。常勤換算は「0.1」「1.0」等を省略せずに記入してください。

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数(残業は除く)}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間)}}$$

※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

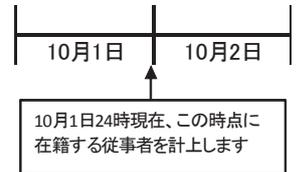
常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

3) 「28 保育士」は、子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

(36) 従事者数

従事者数欄には、有給・無給を問わず10月1日24時現在に当該医療施設に在籍する者を計上します。

- 10月1日の欠勤者であっても在籍している人員について計上します。
なお、10月1日の採用者は計上しますが、退職者は計上しません。
- 施設が直接雇い入れた者、派遣労働者、出向者、一般の従事者と同様の勤務状況にある家族従事者を含みます。
- 業務請負の労働者、ボランティアは対象外とします。
- 10月1日24時現在、当該医療施設に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者(3カ月を超える者。予定者を含む。)については、計上しません。
ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)で定める産前・産後休業(産前6週間・産後8週間)並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)で定める育児休業及び介護休業を取得している者については、計上します。
- 休業中の者に代替者がいる場合は、代替の者を計上します。



常勤換算の算出方法

1週間の勤務時間を、その施設で定めた1週間の勤務時間で割り、小数点以下第2位を四捨五入します。

(例) 1週間の勤務時間が40時間の施設で、週2日、各日8時間勤務の場合

$$\frac{8 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日}}{40 \text{ 時間}} = 0.4 \text{ 人}$$

- 施設で定める1週間の勤務時間が32時間未満の場合、32時間として計算してください。
- 勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整をしてください。
(月1回の勤務サイクルである場合は、1/4を乗じる、など)
- 1人の従事者について、算出した数値が、1.0を超える場合は、「1.0人」、0.1に満たない場合は「0.1人」として計算してください。

(37) 病棟における看護職員の勤務体制

看護師、准看護師の勤務体制を病棟別に記入してください。
複数種類の病床を有する病棟は、一番多い病床に該当する病棟に記入してください。

	配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)		
			1人	2人	3人以上
一般病棟	三交代制	準夜勤			1
		深夜勤		1	
	二交代制	夜勤		1	
	当直制・他	夜勤			
療養病棟	三交代制	準夜勤			
		深夜勤			
	二交代制	夜勤	1	1	
	当直制・他	夜勤			
結核病棟・ 精神病棟	三交代制	準夜勤			
		深夜勤			
	二交代制	夜勤			
	当直制・他	夜勤			

(記入例) 三交代の体制をとる病棟に、20人の看護師・准看護師を配置し、1看護単位(準夜勤 3人、深夜勤 2人)で看護している場合

	配置している 看護師・准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)		
			1人	2人	3人以上
三交代制	20人	準夜勤			1
		深夜勤		1	

(38) 新人看護職員研修の状況

1 新人看護職員がいる

- 1 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している
- 2 新人看護職員研修ガイドラインに沿わない研修を実施している
- 3 新人看護職員研修を実施していない

2 新人看護職員がいない

(38) 新人看護職員研修の状況

1 新人看護職員がいる

◆主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師であり、調査日前6カ月間(平成29年4月1日～平成29年9月30日)に採用された者がいる場合をいいます。雇用形態は問いません。

◆以下のような例は新人看護職員とします。

[例1] 2年課程の卒業生で今回看護師免許を取得した。准看護師としての就業経験はある。

[例2] 看護師の経験があり、今回助産師の免許を取得し、助産師として就労する。

新人看護職員研修ガイドライン

新人看護職員研修ガイドライン【改訂版】(平成26年2月)によるもの。

「新人看護職員研修ガイドライン」とは「新人看護職員研修に関する検討会報告書(平成23年2月14日)」によるもので、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修として、医療機関の機能や規模にかかわらず新人看護職員を迎えるすべての医療機関で研修を実施することができる体制の整備を目指して作成されたもの。

(37) 病棟における看護職員の勤務体制

三交代制

日勤、準夜勤、深夜勤又はそれと同様な三つの勤務を交代で行っている場合をいいます。

二交代制

日勤、夜勤又はそれと同様な二つの勤務を交代で行っている場合をいいます。

当直制・他

夜間、当直室で緊急時に備えている場合や、三交代制、二交代制以外の場合をいいます。

(注)複数種類の病床(医療法上の精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床をいいます)を有する病棟の場合、一番多い病床に該当する病棟に記入してください。

◆[病棟の例]

A棟、B棟、C棟の3棟がある病院

A病棟：一般100床

B病棟：一般30床、療養70床

C病棟：結核2床、感染3床、精神50床

A病棟は、調査票の一般病棟に記入

B病棟は、調査票の療養病棟に記入

C病棟は、調査票の精神・結核病棟に記入

配置している看護師・准看護師

該当する病棟に配置している看護師・准看護師の総数(実人員)を記入します。(パートの職員を含みます。)

看護単位数

◆看護の責任者を置き、24時間継続した看護を行うために組まれた看護チーム数をいいます。

◆[例] 1病棟(50床)を1チーム21人の看護師等が3交代(日勤8人、準夜勤3人、深夜勤2人)で24時間看護していた場合、その1チームを1看護単位という。

記入者(所属)(氏名)

後日、調査事項について照会する場合もございますので、調査票に記入した方の所属、氏名を必ず記入してください。

記入者	
(所属)	国立厚生労働病院総務部
(氏名)	厚労 一郎
備考	

ご協力ありがとうございました

この項目は、(22) オーダリングシステムを「導入している」、(23) 医用画像管理システム(PACS)を「導入している」または(24) 診療録(カルテ)を「電子化している」場合のみ記入します。

【データの保管を行う場所】

あてはまるものを○で囲んでください。

1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管

地域の医療機関又は、同一法人内の医療機関等と共有してデータを保管している場合や、医療機関以外の画像センターや検査センター等と共有してデータを保管している場合も含まれます。

2 外部の事業者へ委託して保管

基本的に自施設内にデータを保管しているが、バックアップデータを外部の事業者へ委託して保管している場合や、外部の事業者へデータの保管を委託し、サーバ機器等が病院内に設置されている場合も含まれます。

ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無

ASP(Application Service Provider)とSaaS(Software as a Service)は、ともにネットワークを通じてアプリケーションやサービスを提供するものであり、「クラウド(型)」と呼ばれることもあります。

1 有 基本的に自施設内にデータを保管しているが、バックアップデータの保管のためにASP・SaaSを利用している場合も含まれます。

2 無 ASP・SaaSを全く利用していない場合

【データの利用範囲】

1 自施設内のみで利用

自施設内のみで活用しており、他の医療機関等に電子的な方法でデータ提供を行っていない。

自施設とは当該調査票を記入している施設のみをいい、同一法人の他施設は含まれません。

2 他の医療機関等と連携して利用

他の医療機関等に電子的な方法でデータ提供を行っている。

他の医療機関等とは当該調査票を記入している施設以外をいいます。(画像センターや検査センター等と連携して利用している場合も含まれます。)

【他の医療機関等とのネットワークの有無】

1 有 他の医療機関等と電子的なネットワークを構築し、患者の診療情報等を電子的な方法でデータ提供している。

2 無 他の医療機関等との電子的なネットワークは構築していないが、CD-R等の可搬媒体を用いて患者の診療情報等を電子的な方法でデータ提供している。

【患者への情報提供の方法】

インフォームドコンセント、他施設への紹介等、患者への治療方針の説明などに活用している場合や、患者がID、パスワードを用い外部からアクセスし、患者自身の診療録の閲覧を可能とするなど、何らかの形で情報提供が行われている場合、あてはまるものすべてを○で囲みます。

情報提供の内容としては、検査結果、投薬の状況等が該当し、予約状況の情報は含まれません。

1 紙面・フィルム等により情報提供している

紙の診療情報等をスキャンデータやPDF等に行っているなど、他の医療情報システム上にデータとして取り込めないものを含みます。

2 電子的な方法でデータ自体を提供している

CD-Rやオンライン等でデータを提供しており、他の医療情報システム上でデータとして取り込めるものをいいます。

【SS-MIX標準化ストレージ】

厚生労働省電子的診療情報交換推進事業(2006年度)で提唱された、主要なデータを標準的な形式・コード・構造で蓄積するもの。地域連携基盤・システム障害時の過去データ参照・システム更新時の既存データの引き継ぎ等に利用できます。なお、2012年に制定されたSS-MIX2も含まれます。

1 実装している

システムに標準装備されている場合の他に、外付けで実装している場合も含まれます。

SS-MIXを利用してデータを蓄積しているかどうかは問いません。

オンライン調査（インターネットによる回答）について

オンライン調査を実施する保健所管内の病院でも、平成29年5月1日以降に開設した病院については、オンライン調査は利用できません。

平成29年9月12日（火）よりログイン可能です。なお、オンライン調査を利用した場合、未使用の紙の調査票は、貴施設において廃棄してください。

オンライン調査に関する詳細は、各種マニュアルを厚生労働省ホームページ又は政府統計オンライン調査総合窓口の調査票の一覧に掲載しておりますので、ご参照ください。入力始める前に「平成29年医療施設静態調査（病院票）オンライン調査 利用ガイド」を必ずお読みください。

オンライン調査に関する各種マニュアルの掲載場所：

厚生労働省ホームページのトップ画面

＞「統計情報・白書」＞「各種統計調査」＞「厚生労働統計一覧」＞「2. 保健衛生」＞「医療施設調査」

＞「平成29年医療施設静態調査にご協力ください」

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/79-1_2017.html

また、オンライン調査に関するご質問に対してコールセンターを設置いたします。

医療施設静態調査・患者調査 コールセンター

フリーダイヤル



0800-500-7770

対象：医療施設の管理者

内容：オンライン調査に関するご質問（ログイン、ダウンロード、入力、送信等）

開設期間：【10月2日（月）～10月31日（火） 月～金曜日（祝日を除く）9時～18時】

（患者調査は、10月11日（水）～11月24日（金） 月～金曜日（祝日を除く）9時～18時）

【政府統計オンライン調査総合窓口への接続方法】

インターネットを起動し、アドレス（URL）に<https://www.e-survey.go.jp/>を入力します。



詳細は、同封のリーフレット「オンライン調査システムをご利用ください」の「政府統計オンライン調査総合窓口への接続」をご覧ください。

オンライン調査票は、Microsoft Office Excel 2010以上のバージョンに対応しています。また、Excel互換ソフトはご利用いただけません。

よくある質問 Q&A

Q. 調査票はいつまでどこに提出すればよいですか。

A. 管轄の保健所までご提出ください。また、提出期限は平成29年10月下旬ですが、保健所によって異なるため、管轄の保健所にお尋ねください。

Q. 調査に答えなくてもよいですか。

A. 医療施設調査は、国勢調査などと同様に「統計法」という法律に基づいて国が実施する基幹統計調査です。このため、調査対象の医療施設には報告義務（拒否や虚偽の報告をしてはいけないこと）が課せられております。

医療施設静態調査は、医療制度改革のための基礎資料や診療報酬改定のための基礎資料等として幅広く利用されています。調査票には漏れなく正確な記入をお願いいたします。

調査結果の概要については、厚生労働省ホームページ

(URL)<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/15/index.html>に掲載しております。